

○熊本市こども文化会館条例〔こども支援課〕

平成6年12月26日

条例第43号

改正 平成14年9月24日条例第44号

平成14年9月25日条例第45号

平成19年12月25日条例第86号

平成20年3月18日条例第17号

平成22年10月6日条例第118号

平成23年12月19日条例第62号

令和4年12月20日条例第62号

令和5年3月15日条例第15号

(題名改称)

(設置)

第1条 児童に遊び及び学びの機会と場を提供し、もってその健全育成に寄与するため、熊本市こども文化会館（以下「会館」という。）を設置する。

(平14条例44・令5条例15・一部改正)

(位置)

第2条 会館は、熊本市中央区新町1丁目3番11号に置く。

(平23条例62・一部改正)

(定義)

第3条 この条例において「児童」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に定める者をいう。

(平19条例86・一部改正)

(事業)

第4条 会館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童の遊びに関する施設及び設備を設置して、その利用に供すること。
- (2) 児童に対し、集団活動の機会と場を提供すること。
- (3) 児童の健全な育成に関する講演会、講習会、映写会、演劇等を開催すること。
- (4) 児童の健全な育成に関する情報を収集し、及び提供すること。
- (5) 児童の健全な育成に関する調査及び研究を行うこと。
- (6) 児童の健全な育成に関する相談業務を行うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(平20条例17・一部改正)

(会館を使用できる者の範囲)

第5条 会館を使用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本市内に居住する児童（乳児及び幼児については、保護者の同伴する者に限る。）
- (2) 子供会その他児童等によって組織された団体
- (3) 学校教育活動等の一環として使用する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

(平14条例44・平14条例45・平20条例17・一部改正)

(入館の拒否等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒否し、又は会館からの退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者又はそのおそれがある物品等を携帯する者
- (2) 会館の秩序を乱すと認められる者

2 市長は、会館の管理運営上必要があると認めるときは、入館を制限することができる。

(平19条例86・平20条例17・一部改正)

(使用許可)

第7条 会館の施設及び附属設備（以下「会館の施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、会館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可について必要な条件を付することができる。

(平20条例17・一部改正)

(使用の不許可)

第8条 市長は、会館の施設等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、使用を許可しないことができる。

- (1) 会館の設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 会館の施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 会館の管理上支障があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、使用を不適當と認めるとき。

(平19条例86・平20条例17・令5条例15・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、会館の施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第1号から第3号までに規定する事由が生じたとき。
- (2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があるとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し等により使用者が損害を受けても、市はその責めを負わない。

(平19条例86・平20条例17・一部改正)

(使用料)

第10条 会館の施設等の使用料は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

- 2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

(平20条例17・一部改正)

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき。
- (2) 使用者が使用開始前に使用を取りやめ、かつ、その旨を届け出たとき。
- (3) 第23条に基づく利用料金の額が既納の使用料の額を下回ったとき。

(平14条例44・平19条例86・平22条例118・一部改正)

(施設等の変更の禁止)

第12条 使用者は、会館の施設等の使用に当たっては、これを模様替えし、又はこれに特別な設備をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(平14条例44・平20条例17・一部改正)

(目的外使用等の禁止)

第13条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に会館の施設等を使用してはならない。

2 使用者は、会館の施設等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の保安の責任)

第14条 使用者は、使用期間中の入場者の整理及び警備並びに会館の設備の操作及び保全
その他会館使用に伴う責任を負うものとする。

(会館職員の指示等)

第15条 使用者は、会館の施設等の使用に当たっては、会館職員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、使用中の施設に会館の職員が職務執行のため立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(平14条例44・一部改正)

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、会館の施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第9条第1項の規定により使用許可の取消し又は使用停止の命令があったときも同様とする。

(平14条例44・一部改正)

(損害賠償の義務)

第17条 使用者は、会館の使用に当たってその施設等を毀損し、若しくは滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(平14条例44・平20条例17・令5条例15・一部改正)

第18条 削除

(平22条例118)

(指定管理者による管理)

第19条 会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(平22条例118・追加)

(指定管理者の指定の手続)

第20条 前条の規定による指定を受けようとするものは、会館の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請があったもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 会館の運営が、利用者の平等利用を確保することができること。
- (2) その事業計画書の内容が、会館の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 第4条各号に掲げる事業について十分な専門的知識及び技能を持った人材を有していると認められること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(平22条例118・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第21条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、会館の管理を行わなければならない。

(平22条例118・追加)

(指定管理者が行う業務)

第22条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会館の施設等の使用の許可及びその取消し並びに停止の命令に関する業務
- (2) 会館の維持管理に関する業務
- (3) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会館の管理運営上市長が必要と認める業務

(平22条例118・追加)

(利用料金)

第23条 第20条第2項の規定により指定された指定管理者は、会館の施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受することができる。この場合において、第10条の規定は、適用しない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額を超えない額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第10条に規定する使用料を納付した者は、当該使用料に係る施設等の使用について、利用料金を納付する義務を負わないものとする。

4 利用料金は、前納とする。ただし、規則で定める場合は、後納とすることができる。

- 5 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減免することができる。
- 6 使用者は、既納の利用料金の還付を受けることができない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(平22条例118・追加)

(協定の締結)

第24条 指定管理者は、指定を受けるときは、市と会館の管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(平22条例118・追加)

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第25条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(平22条例118・追加)

(秘密保持義務等)

第26条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項及び同法第67条に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、会館の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平22条例118・追加、令4条例62・一部改正)

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平20条例17・一部改正、平22条例118・旧第19条繰下)

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成7年3月24日規則第3号で平成7年3月26日から施行)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成14年9月24日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年 9 月25日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第86号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月18日条例第17号）

1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、この条例による改正前の熊本市子ども文化会館条例に基づく施設の使用の許可を受け、当該許可に基づき施行日以後に使用する場合においては、当該許可は、市長の許可とみなす。

附 則（平成22年10月 6 日条例第118号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（平成23年 2 月24日規則第 5 号で平成23年 4 月 1 日から施行）

附 則（平成23年12月19日条例第62号）抄

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年12月20日条例第62号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月15日条例第15号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第10条関係）

（平19条例86・一部改正）

施設使用料

施設名及び使用日		使用時間区分	午前	午後	夜間
			午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 8時30分まで
会議室A			3,500円	4,200円	3,700円
会議室B			1,600円	2,100円	1,800円
多目的	平日		4,200円	6,300円	6,300円
ホール	土曜日、日曜日及び休日		5,600円	7,700円	7,700円

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、使用料の10割に相当する額を加算する。ただし、使用時間区分の1区分全部を準備に充てるときは、この限りでない。
- 3 使用時間の延長又は繰上げは、1時間以内に限りできるものとし、延長した時間の使用料については直前の使用時間区分、繰り上げた時間の使用料については直後の使用時間区分の1時間分の使用料とする。ただし、使用時間区分が2以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、この限りでない。

別表第2（第10条関係）

（平19条例86・平20条例17・一部改正）

附属設備使用料

附属設備使用料は、次に定める金額以内で規則で定める。

種目	1回の使用料
大道具類	2,000円
幕類	1,000円
照明器具類	1,000円
音響器具類	1,000円
映写器具類	2,000円
楽器類	5,000円
その他の器具類	1,000円
冷暖房設備	消費量について時価で計算した金額